

令和7年度ふくしま観光商談会開催事業 モニターツアー催行業務
公募型プロポーザルに関する質問と回答

令和6年3月27日
福島県観光交流課

No.	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 3	各ツアーで1つの旅行会社からの参加人数に上限はありますか。	旅行会社ごとに参加人数の上限を設けることは想定しておりません。
2	仕様書 3	本ツアーに参加希望の旅行会社は「ふくしま観光商談会」に参加していることが条件になるでしょうか。	「ふくしま観光商談会」への参加経験をモニターツアーへの参加要件とすることは想定しておりませんが、基本的には「ふくしま観光商談会」に参加いただいた方を中心にご案内する予定です。
3	仕様書 3	昨年度の「ふくしま観光商談会」の内容詳細は受託業者決定後に共有頂ける認識で良いでしょうか。また、どのような内容を共有頂ける想定でしょうか。	昨年度の「ふくしま観光商談会」の内容につきましては、受託事業者決定後に、詳細含め共有させていただきます。
4	仕様書 3	仕様書の中に「3回のうち少なくとも1回は、夏季に浜通り地域で実施すること」とあるが、中通りなどを経由することは可能か。	浜通りをメインとする内容であれば、中通りを経由する行程での実施も可能です。
5	仕様書 3	参加者からのツアー参加料徴収する場合、上限額はありますか。	参加者からのツアー参加料徴収額の上限はありません。